

稲城市立小中学校における英語教育の向上事業に関する業務委託仕様書

1 事業の目的

稲城市立小中学校において、英語教育の強化により教育環境を整え、子どもたちの異文化理解と視野を広げ、地域特性を活かした教育交流により、児童・生徒に生きた英語力を高めることや外国の文化に対する理解を深め、国際感覚や外国語によるコミュニケーション能力向上を図ることを目的とする。

2 履行期間

(1) 稲城市立小中学校教育交流支援業務委託

契約確定日～令和 7 年 3 月 31 日

※交流協定の締結までを令和 7 年 1 月 21 日までに行い、令和 7 年 3 月 31 日までに稲城市が外国語指導助手（以下、ALT という。）を任用できるよう支援すること。

(2) 稲城市立小中学校 ALT 配置協力業務委託

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(3) 稲城市立中学校オンライン英会話業務委託

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

3 履行場所

稲城市立小中学校 18 校（小学校 12 校、中学校 6 校）

※オンライン英会話業務については中学校 6 校とする

※履行場所一覧は別紙のとおり

4 委託内容

受託者は、委託者と協議のうえ、以下の業務を行うものとする。

(1) 稲城市立小中学校教育交流支援業務委託

普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）第 9 条別表に規定されている「外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員」に該当するよう、教育分野における外国自治体等の交流協定等の締結のための支援を行うこと（稲城市と外国自治体等との教育交流協定を想定）。また交流協定を締結し、交流相手先自治体等から斡旋団体として指定され、稲城市で任用する ALT 候補者を斡旋し、その任用にかかる支援を行うこと。任用にかかる支援として、ALT 候補者が稲城市で実施する会計年度任用職員採用試験を受験できる環境等を整え、必要に応じて通訳者の手配等を行う。なお、協定先は母国語または公用語が英語であること。

ア 業務内容

- (ア) 教育交流候補地調査
- (イ) 教育交流候補地の選定及び提案
- (ウ) 提案・紹介資料作成
- (エ) 教育交流候補地選定等に係る諸準備
- (オ) 教育交流候補地との通訳、翻訳
- (カ) 教育交流協定締結支援
- (キ) A L T の斡旋・任用支援

イ 教育交流候補地の選定条件

教育交流候補地の選定提案においては、受託者が候補地の選定をするに足りると判断できる根拠を示すこと。

- (ア) 受託者がこれまでに行った国際教育交流等の実績
- (イ) 提案のあった候補地とすることのメリット等

ウ 斡旋する A L T の要件

斡旋する A L T は以下の要件を満たすこと。

- (ア) 母国語（公用語を含む。）が英語で、現代の標準的な発音・リズム・イントネーションを身につけ、正確かつ適切に指導できる者であること。
- (イ) 市職員及び教員とコミュニケーションが取れる程度の日本語力を有すること。
- (ウ) 外国語指導の資格を有する者、又は指導経験がある者。
- (エ) 日本の教育環境を十分に理解し、積極的に児童・生徒と交流し、熱意を持って指導にあたることができる者。
- (オ) 教員に対する教材の解説や作成、適切で効果的な指導方法の提案など、授業や評価に関する準備及び支援を的確に行うことができること。
- (カ) 法令及び学校の規則等を遵守し、職務上知り得た秘密を他に漏らさないことができ、任用終了後も同様であること。
- (キ) 健康診断を受け、心身共に健康で職務に専念することができる者。
- (ク) 日本で就労に係る手続きをすべて整えており、犯罪にかかる刑罰等の執行猶予を受けていないこと。
- (ケ) 営利につながる行為をしない者であること。また、布教活動、政治活動を行わない者であること

エ 斡旋する A L T の人数

斡旋する A L T の人数は 6 人以上とする。任用予定数が 6 人のため、斡旋後稲城市における会計年度任用職員採用試験を考慮し、6 人以上の候補者を選定すること。

(2) 稲城市立小中学校 A L T 配置協力業務委託

稲城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では A L T の充実を図るため、普通交付税を活用し、稲城市の会計年度任用職員として（1）で斡旋を受けた A L T 候補者に

ついて採用試験により任用する。任用するALTの業務面・生活面等を総合的に管理し、円滑な運用を図るため、以下の業務を行うものとする。

ア 業務内容

- (ア) 外国語指導に関するカリキュラム作成・監修
カリキュラム・レッスンプランの作成、各種教材作成 等
- (イ) 教育交流協定先との交流事業支援
教育交流協定先との交流事業支援（学校同士の交流、オンライン交流等）等
- (ウ) 市職員及び教員との連携
 - ・ALT業務に関して市職員及び教員との報告、連絡、相談
 - ・ALTの指導内容・勤務態度のヒアリング、フィードバック
 - ・特別対応（休日出勤、市及び学校行事へ参加等）の相談、連携
- (エ) ALTの管理訪問、評価支援
 - ・配置校へ授業視察、フィードバック、指導
 - ・稲城市が実施する会計年度任用職員の人事評価支援
- (オ) ALTにかかる各種研修の実施
 - ・業務を適正に行うために年間2回以上ALTに対して研修等の実施
 - ・稲城市が会計年度任用職員を対象として実施する研修の受講支援
- (カ) ALTの日常生活サポート・各種手続き
 - ・ALT人材確保（新規・継続）
 - ・ビザ申請・在留カード（外国人登録証明書）に関する各種手続き
 - ・入国・国内移動・一時帰国・再来日時等に関する各種手続き
 - ・銀行口座開設・各種行政手続等の生活全般の支援等
 - ・ALTの欠勤・各種休暇取得時の対応

イ ALTの配置予定人数等について

- (ア) 配置予定人数 6人
- (イ) 予定勤務時間等 1日7時間45分未満（休憩時間1時間含む）
週5日勤務
※有給休暇10日～20日（任用年数により異なる。）
夏季休暇含む各種特別休暇あり
- (ウ) 報酬額等 月額220,000円程度
※『稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則』に基づく
 - <支給する手当等>
 - ・通勤手当（上限月額55,000円）
 - ・公務による出張に係る旅費
 - <不支給となる手当等>
 - ・期末勤勉手当、住居手当、扶養手当
 - ・初年度渡航費

(エ) 福利厚生 社会保険等への加入・職員互助制度あり

ウ ALTの配置予定日について

ALTは『稲城市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休日、休暇等に関する規則』に基づき勤務する。学校へ配置する日は、学校開業日の平日とし、学校と教育委員会の行事等の都合により、土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日に配置する場合もある。夏季休業期間の業務については、教育委員会と学校との協議のうえ英語教育の充実に係る事業を行うものとする。

勤務時間の割振りは、学校と教育委員会との協議によるものとする。

エ コーディネーターの設置について

受託者はALTの適正管理のため専任のコーディネーターを配置し、コーディネーターを窓口として以下のことを行う。

(ア) コーディネーターはALTの業務内容や配置等の協議・調整を教育委員会及び学校と行うこと。配置に際しては各校に1年間は同一のALTを配置するよう配慮すること。

(イ) ALTに対する要望や苦情についてはコーディネーターが誠意を持って対処すること。また、ALTが前記の資質を欠いた場合は即時に対応すること。

(3) 稲城市立中学校オンライン英会話業務委託

指定された学校の生徒を対象に、外国人講師（以下「講師」という。）によるタブレット端末を活用したオンラインでの個別対面式の英会話レッスン（以下「オンライン英会話レッスン」という。）及びオンライン英会話レッスン実施に係る業務を行う。

ア 対象とする学校及び学年

稲城市立中学校（全6校中6校）の2年生とする。なお、令和7年度に想定している人数は730人である（転出入等により増減あり）

イ オンライン英会話レッスン形態

生徒1人に対し、講師1人が対応する個別レッスンとする。生徒の学習能力・習熟度に応じた柔軟な対応及び特別支援学級に在籍する生徒に対する合理的配慮を行うこと。

ウ 実施予定回数

令和7年度は準備期間等を考慮し、生徒1人あたり年5回とする。オンライン英会話レッスンの1回あたりの実施時間は、準備にかかる時間等を除き30分程度とする。実施時期については教育委員会及び学校と協議して定める。オンライン英会話レッスンのキャンセルや振替等は柔軟に対応すること。

エ 実施場所

オンライン英会話レッスンの実施場所は、原則教室とする(タブレット端末で実施)が、通信環境上やむを得ない場合は、通信環境が整った場所で実施する。

オ 実施にかかる準備等について

- (ア) 確実にオンライン英会話レッスンが実施できるよう、事前に各学校を訪問し、端末やソフト、通信環境の確認、通信のテスト、教員との打ち合わせ等必要な事項の確認・調整を行うこと。事前調整及び実施にあたり、極力学校現場の負担とならないよう配慮すること。
- (イ) オンライン英会話レッスンの適切な実施及び有効な活用に向け、教員対象説明会を開催し、説明会参加者に対し、アプリケーションの操作説明等を行うとともに、生徒が受講するオンライン英会話レッスンを体験させること。
- (ウ) オンライン英会話レッスン開始時には、レッスンについての説明や通信障害等への対応など、教員及び生徒への支援を行う担当者を学校現場に派遣すること。

カ 担当する講師について

以下の要件を満たすものとする

- (ア) TESOL(英語が母国語ではない者向けの英語教授法に関する資格)と同等な資格を保有している又は英語を母国語としない者向けの英語教授法について十分に研修を受けた指導力を有する者であること。
- (イ) 講師は、生徒と信頼関係を築き、日本文化を理解し、規律ある円滑な授業運営を行うため、生徒に対し深く人間理解がある者であること。
- (ウ) インターネット回線等の各種インフラの安定性を確保するため、講師の勤務形態は、自宅勤務ではなく出社勤務(オフィスセンター勤務)とする。なお、オフィスセンターには、自社専用発電機を完備し、安定したサービスを提供できること。
- (エ) 教育委員会は、能力・勤務態度等、講師としての適性に欠けると判断した場合、当該講師の改善又は変更を受託者に求めることができる。

キ 問い合わせ窓口の設置について

- (ア) 受託者はヘルプデスク等問合せ窓口を設置し、オンライン英会話レッスン実施に伴って発生が想定される全ての問題等について、一義的に受託者、学校、及び生徒又は保護者からの質問・要請に応えられる体制をとるとともに、問題の解消に向け速やかに対応すること。問い合わせ回数に制限は設けないこと。
- (イ) オンライン英会話レッスンの開始後においても、定期的に担当者を学校現場に派遣し、教員及び生徒の支援を行うとともに、教員からの要望の聞き取りや生徒の英語力の向上の状況などを踏まえ、レッスン内容の改善の提案を行うこと。

ク 基本条件

- (ア) 通信ソフトに係る条件

- ・ 通信ソフトについては、音声・映像でやりとりするコミュニケーションツール（ウェブ会議システム等）であること。Google Meet 及び Skype の使用を推奨する。
 - ・ 英会話レッスンに使用するブラウザは、Safari 又は Google Chrome であること。また、セキュリティ対策が施され、かつ、広告機能のないブラウザ内で表示可能な通信ソフトを使用すること。
 - ・ 生徒一人一人に割り振られたレッスンのURLリストを事前に学校に送付し、URLをクリックするだけでレッスンが受けられるようにするなど、操作を簡素化することに努めること。
 - ・ 通信各社のLTE・5G回線に対応したものであること。
- (イ) 各学校の使用機材、通信環境
- ・ 令和6年10月現在、タブレット端末はiPad（第7世代以降）、通信はドコモのLTE回線（5GBシェアパック）を使用している。ただし、通信キャリアが変わった場合でも、オンライン英会話レッスンが実施できるようにすること。
 - ・ タブレット端末へのソフトウェアのインストールは、教育委員会と協議すること。
 - ・ オンライン英会話レッスンに使用するマイク付きヘッドセットは教育委員会にて必要数を準備する。

ケ その他

- (ア) オンライン英会話レッスンは「外国語科」の教育課程に位置付けて実施するため、学習指導要領や本市の使用教科用図書に対応した内容とすること。
- 令和7年度に使用する教科書：「NEW CROWN English Series」（㈱三省堂）
- (イ) オンライン英会話レッスンの効果測定を行うこと。効果測定に当たっては、事前に教育委員会と調整すること。
- (ウ) 毎レッスン終了後、個々の生徒の学習記録を確実に整備し保管すること。なお、教育委員会及び学校から提供を求められた際は、提出すること。
- (エ) 受託者は日本国内の教育機関においてオンライン英会話委託の実績があること。特に日本の自治体を対象として導入実績があること。
- (オ) 受託者は、委託者の要望に応じて導入実績のある教育機関におけるオンライン英会話レッスンの視察要望に応じ、対応ができること。
- (カ) オンライン英会話レッスンに出席する人数を教育委員会及び学校にて確認できる管理方法をとること
- (キ) 令和8年度以降の実施回数及び対象学年は令和7年度の効果を踏まえて教育委員会と調整すること。

5 責務

- (1) 受託者は、労働基準法その他労働関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、職務上知り得たことを第三者に開示・漏えいしないこと。また、本委託業務以外に使用しないこと。本契約終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等を遵守し、最大限の注意を払うこと。

6 損害賠償

受託者は、稲城市又は第三者に損害を与えたとき、稲城市及び児童・生徒に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償すること。なお、委託業務履行にあたっての損害の責めについては、受託者の責任において処理すること。

7 諸経費等

委託料には管理費・交通費・諸経費等がすべて含まれるものとする。業務実施に必要な教科書等の資料は受託者の負担により準備すること。

8 支払い方法等

- (1) 稲城市立小中学校教育交流支援業務委託は斡旋された候補者の稲城市における任用事務完了後に一括で支払う。
- (2) 稲城市立小中学校ALT配置協力業務委託は委託料総価金額を12分割の月払いとする。
- (3) 稲城市立中学校オンライン英会話業務委託は実施人数による実績払いとする。ただし、オンライン英会話レッスンの実施に当たり、稲城市の責に帰すことができないトラブルが発生し実施できなかった回については、請求しないこと。
- (4) 受託者は業務終了後に業務実績報告書及び請求書を稲城市に提出すること。稲城市は業務実績書及び請求書を確認した後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。業務実績報告書については、様式は任意とするが、会社名、担当者名、実施学校名、実施学級数、実施生徒数、実施日などを含む内容の報告書とする。

9 その他

- (1) 受託者は本業務について業務の全部を第三者に委託することはできない
- (2) 受託者が本仕様による業務内容を明らかに履行できないと認められる場合は、契約を途中で解除することもある。
- (3) 本仕様に定めのない事項や疑義が生じた場合は、受託者と稲城市が誠意を持って協議し、決定すること。

10 参考

令和6年度のALT配置事業は以下のとおりである。

契 約 内 容：業務委託契約

ALT配置状況：ALT4人、配置日数633日

小学校3年～6年、中学校全学年を対象に、学年別に指定した授業時数を満たす日数で配置

また、外国自治体との教育交流協定等の締結及びオンライン英会話の実績はない。

(別紙)

履行場所一覧（小学校 12 校、中学校 6 校）

学校名	住所	児童生徒数 (令和 6 年 9 月 1 日現在)
稲城第一小学校	稲城市東長沼 956	494 人
稲城第二小学校	稲城市坂浜 590	226 人
稲城第三小学校	稲城市大丸 100	505 人
稲城第四小学校	稲城市押立 1250	574 人
稲城第六小学校	稲城市大丸 2110	341 人
稲城第七小学校	稲城市矢野口 1901-2	465 人
向陽台小学校	稲城市向陽台 3-2	374 人
城山小学校	稲城市向陽台 6-17	168 人
長峰小学校	稲城市長峰 2-8	301 人
若葉台小学校	稲城市若葉台 4-5	636 人
平尾小学校	稲城市平尾 3-1-3	733 人
南山小学校	稲城市矢野口 3635	631 人
稲城第一中学校	稲城市百村 23	410 人
稲城第二中学校	稲城市坂浜 5-1-1	316 人
稲城第三中学校	稲城市矢野口 3043	564 人
稲城第四中学校	稲城市押立 1768	244 人
稲城第五中学校	稲城市向陽台 3-1-1	437 人
稲城第六中学校	稲城市若葉台 3-11	282 人